

専決第16号

予防接種法第15条第1項の規定による健康被害の救済措置としての給付に係る補正予算を定めることについて

予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条第1項の規定による健康被害の救済措置としての給付に係る補正予算（令和6年度大津市一般会計補正予算（第4号））を次のとおり定めることについて、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）第6条の5第10号の規定により、専決処分する。

令和6年8月5日

大津市長 佐藤 健 司

令和6年度 大津市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度大津市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,620千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,799,437千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		29,229,560 千円	55,620 千円	29,285,180 千円
	1 国庫負担金	15,796,518	55,620	15,852,138
歳 入 合 計		139,743,817	55,620	139,799,437

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		11,324,923 千円	55,620 千円	11,380,543 千円
	1 保健衛生費	6,460,373	55,620	6,515,993
歳 出 合 計		139,743,817	55,620	139,799,437

一般会計予算説明書

注 1) 金額の単位は、千円とする。

2) 3歳出のうち特定財源に使用した略号は、次の例による。

国 …………… 国庫支出金

令和6年度 大津市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	29,229,560	55,620	29,285,180
歳入合計	139,743,817	55,620	139,799,437

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
4 衛生費	11,324,923	55,620	11,380,543
歳出合計	139,743,817	55,620	139,799,437

補 正 額 の 財 源 内 訳		
特 定 財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	
55,620		
55,620		

2 歳 入

款16 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 衛生費国庫負担金	88,778	55,620	144,398	1 保健衛生費国庫負担 金	55,620
計	15,796,518	55,620	15,852,138		

説	明
新型コロナウイルス予防接種健康被害給 付費負担金	55,620 保健予防課

3 歳 出

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節	
				特定財源	一般財源	区分	金額
2 予 防 費	1,808,852	55,620	1,864,472	国 55,620		18 負担金、補助及び交付金	55,620
計	6,460,373	55,620	6,515,993	55,620			

説	明
1 予防接種対策費	55,620 (国 55,620) 保健予防課